

■申込みのときに必要な書類■

◎は八丈町指定の用紙です。町のホームページからダウンロードできます。

(1) 必ず必要な書類

- ① ◎支給認定書兼保育園等利用申込書
- ② 保育の必要性が確認できる書類（父母それぞれの証明が必要です。）

	就労				出産・妊娠	疾病・負傷	障がい	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学・職業訓練	不存在	虐待等
	外勤	自営・内職	出産休暇中	育児休業中									
◎就労証明書（※1、2）	○	○	○							☆			
◎保育を必要とする申立書					○	○	○	○	○		○		
母子健康手帳の写し （表紙、出産予定日の分かる部分）					○								
診断書（※3）						○							
障害者手帳の写し	☆	☆	☆				○						
◎介護状況申告書	☆	☆	☆					○					
介護を受ける方の状況確認書類 （※4）	☆	☆	☆					○					
◎求職活動申告書										○			
在学証明書											○		
離婚、未婚、死亡、拘禁等（※5）												○	
離婚調停中（調停期日通知など）												○	
事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）		○							○				○

※ ○は、必ず必要な書類であり、☆は、該当する方だけ必要な書類です。

※1,2 勤務形態が不規則な場合はシフト表(1ヶ月の勤務実績等)を要求する場合があります。

※2 自営、内職の方は就労の実態が（営業許可証、開業届出書、チラシ、事務所が記載された領収書、HP、報酬等の記録など）確認できる書類

※3 医師が記載し、かつ「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの

※4 要介護認定証、障害者手帳の写し、診断書

※5 戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証など

## (2) 状況に応じて必要な書類

状況	必要書類
土曜日の保育が必要である	土曜保育申込書、シフト表(※1)、土曜日勤務証明書兼土曜保育(随時)申込書(※2)
生活保護を受給している	生活保護受給者証明書
ひとり親家庭等(親族その他の者と同居している)	同居者の就労証明書など
申込児童に障がいがある場合 申込児童が持病をお持ちの場合	「集団保育が可能であること」と「保育園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書
同居親族が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保険福祉手帳を交付されているまたは要介護の認定を受けている	同居親族の障害者手帳等の写しまたは要介護認定証写し
令和6年1月1日現在、八丈町に住民登録がなかった	令和6年度の住民税課税証明書(住民税納税通知書でも可)もしくは非課税証明書 未申告の方は申告をしてください。
令和6年1月1日現在、八丈町に住民登録があったが、住民税の申告が未申告である	

※1 勤務体制が不規則の場合、お手数をおかけしますが**毎月シフト表の提出**をお願いします。

※2 土曜日の勤務が不規則の方で、勤務先よりシフト表が発行されない方は、「土曜日勤務証明書兼土曜保育(随時)申込書」をご提出ください。

### ■注意事項■

- 育児休業中の方のお申込みは、お子様が入園した月の翌月1日までに復職証明書を提出してください。例えば4月1日入園の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していないと退園となります。復職後、2週間以内に「復職証明書」を提出してください。
- 就労証明書の記載に整合性がない場合や不明な点がある場合は、事業主等に問い合わせることがあります。予めご了承ください。
- 就労内定による事由(就労見込み)で申込みをされた場合には、勤務を開始した月の翌月までに(5月勤務開始の場合は5月分の)支給額がわかるもの(給料明細等)と就労証明書を合わせてご提出いただきます。
- 記載内容を誤った場合は、訂正印を押してください(修正液等は使用しないでください)。
- 令和7年度4月入所において、島内在住で求職活動で申込(新規・継続ともに)の方は、できる限り4月末までに就職先の内定をもらうようご協力ください。